

3 新興感染症発生・まん延時における医療

- 「県感染症予防計画^{*1}」に基づき、新興感染症^{*2}発生・まん延時における医療提供体制の構築を目指します。（※詳細は、「県感染症予防計画」（令和6年度～）を参照）

【計画概要】



【県健康増進課作成】

*1 県感染症予防計画：令和4年12月の改正感染症法により、新興感染症発生・まん延時における保健・医療提供体制等の整備が法制化され、それに基づき県感染症予防計画も令和6年3月末に改定。

*2 新興感染症：新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症

【施策の方向性】**ア 新興感染症に係る医療を提供する体制の確保**

- 感染発生早期^{*1}は、第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関の感染症病床を中心に対応します。
- 全国かつ急速なまん延が想定される新興感染症については、入院患者数及び外来受診者の急増が想定されることから、平時から、感染症法に基づき締結する医療措置協定等により、当該感染症の患者の入院体制及び外来体制や、当該感染症の後方支援体制を迅速に確保できるようにします。
- 新興感染症の入院を担当する医療機関と平時に医療措置協定を締結し、第一種協定指定医療機関に指定します。
- 新興感染症の発熱外来、自宅療養者等への医療の提供を担当する医療機関、薬局等と平時に医療措置協定を締結し、第二種協定指定医療機関に指定します。
- 第一種協定指定医療機関又は第二種協定指定医療機関に代わって患者を受け入れる医療機関と平時に医療措置協定を締結するとともに、回復した患者の退院先となる介護老人保健施設等の高齢者施設等とも連携した上で、後方支援体制を整備します。
- 感染症医療担当従事者等^{*2}を派遣する医療機関と平時に医療措置協定を締結します。
- 新興感染症の発生及びまん延時において、疑い患者を含めた感染症の医療と当該感染症以外の医療の確保のため、救急医療を含めた地域における医療機関の機能や役割を踏まえ、医療機関同士が連携できる体制を構築します。
- 協定締結した医療機関、薬局及び訪問看護事業所は、県のホームページで公表します。
- 確保した病床に円滑に患者が入院できるようにするため、県連携協議会等を活用し、保健所や医療機関、高齢者施設等との連携強化を図り、保健所設置市等に対する平時からの体制整備等に係る総合調整権限や、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間の指示権限を適切に行使しながら、円滑な入院調整体制の構築、実施を図ります。
- 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）における医療提供体制を参考に、必要な医療提供体制を確保することを基本としつつ、重症者用の病床の確保も行うとともに、各地域の実情に応じて、特に配慮が必要な患者（精神疾患を有する患者、妊産婦、小児、透析患者、障害者児、高齢者、認知症である者、がん患者、外国人等）、感染症以外の患者への対応を含めて切れ目のない医療提供体制の整備を図ります。
- 高齢者施設等の療養者に対して、新興感染症に係る医療の提供を行う医療機関、薬局等と平時に医療措置協定を締結し、特に高齢者施設等に対する医療支援体制を確認します。
- 平時から、高齢者施設等の関係団体や障害者施設等の関係団体等とも連携し、新型インフ

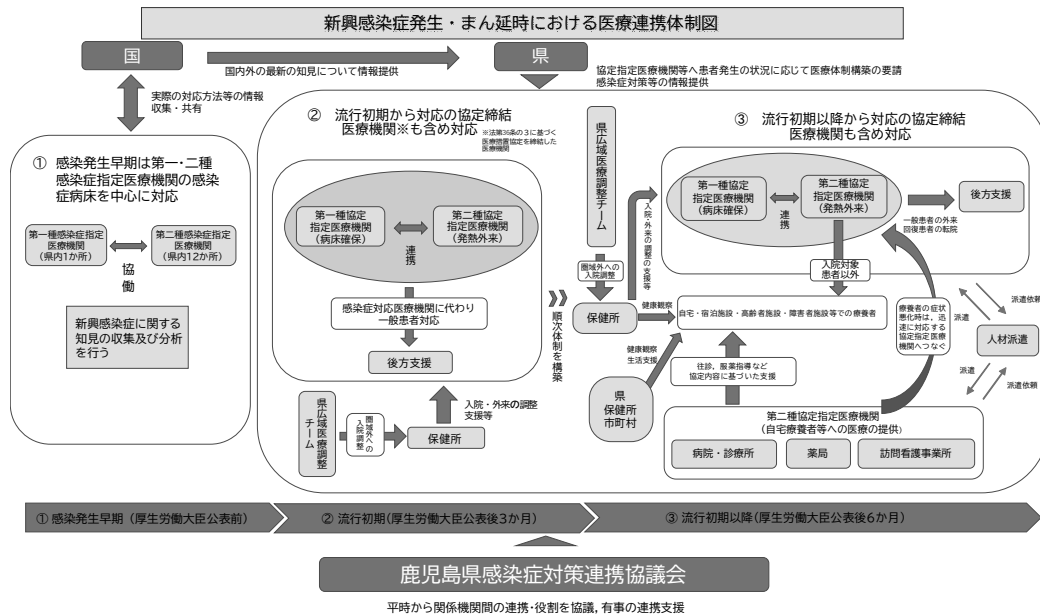
*1 感染発生早期：新興感染症発生から感染症法に基づく厚生労働大臣による発生の公表前

*2 感染症医療担当従事者等：感染症医療担当従事者（医療を担当する医師、看護師その他の医療従事者）のほか、感染症予防等業務関係者（新興感染症の発生を予防し、及びそのまん延を防止するための医療を提供する体制の確保に係る業務を担当する医師、看護師その他の医療関係者（事務職員含む））、DMAT、DPAT、災害支援ナース

ルエンザ等感染症等発生等公表期間における医療提供体制を県連携協議会等を活用し、検討します。

- 地域における感染症対策の中核的機関である保健所は、感染症指定医療機関や地域の医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、臨床検査技師会等の医療関係団体等との緊密な連携を図ります。

【図表5-4-17】新興感染症発生・まん延時における医療連携体制図



【県健康増進課作成】

【図表5-4-18】新興感染症発生・まん延時における医療連携体制

医療機能	病床確保	発熱外来	自宅療養者等への医療提供	後方支援	人材派遣
協定種別	第一種	第二種	第二種	—	—
内容	新興感染症患者を入院させ、必要な医療を提供する。	新興感染症の疑似症患者等の診療を行う。	自宅、宿泊療養者、高齢者施設、障害者施設等での療養者に対し医療を提供する。	新興感染症患者以外患者に対し医療を提供する。	新興感染症に対応する医療従事者を確保し、医療機関その他の機関に派遣を行う。
医療機関（協定対象）	・病院 ・診療所	・病院 ・診療所	・病院 ・診療所 ・薬局 ・訪問看護事業所	・病院 ・診療所	・病院 ・診療所
求められる事項	- 確保している病床で酸素投与及び呼吸モニタリングが可能であること。 - 院内感染対策（ゾーニング、換気、個人防護具の着脱等を含む研修・訓練等）を適切に実施すること。 - 県からの要請後速やかに即応病床化すること。 - 機関間や事業者間の連携に当たっては通常医療の確保のため、後方支援や人材派遣の協定を活用した体制の確保を図ること。	- 発熱患者専用の診察室を設けた上で、予め発熱患者等の対応時間帯を住民に周知又は地域の医療機関等と情報共有して、発熱患者等を受け入れる体制を構築すること。 - 院内感染対策（ゾーニング、換気、個人防護具の着脱等を含む研修・訓練等）を適切に実施し、発熱外来を行うこと。 - 機関間や事業者間の連携に当たっては通常医療の確保のため、後方支援や人材派遣の協定を活用した体制の確保を図ること。	- 病院・診療所は、必要に応じて薬局や訪問看護事業所と連携し、また、各機関間や事業所間でも連携しながら、往診やオンライン診療等、訪問看護や医薬品対応等を行うこと。 - 機関間や事業者間の連携に当たっては通常医療の確保のため、後方支援や人材派遣の協定を活用した体制の確保を図ること。 - 自宅療養者等が症状悪化した場合に入院医療機関等に適切につなぐこと。 - 院内感染対策（ゾーニング、換気、個人防護具の着脱等を含む研修・訓練等）を適切に実施し、医療の提供を行うこと。 - 患者に身近な診療所等が自宅療養者への医療を行う際は、患者の容体の変化等の場合に迅速に医療につなげるためにも、あわせてできる限り健康観察の協力を行うこと。	- 流行初期の感染症患者以外患者の受入や感染症から回復後に入院が必要な患者の転院の受入を行うこと。 - 関係機関と連携し、感染症患者以外患者の受入を行うこと。 - 自治体、医師会などの関係団体と連携し、通常医療の確保に努めること。	1人以上の医療従事者の派遣すること。 - 自院の医療従事者への訓練、研修等を通じ、対応能力を高めること。
連携等	協定内容に基づいた適切な医療の提供と各協定締結医療機関等との連携				

【県健康増進課作成】

8 新興感染症発生・まん延時における医療に関する目標

目標項目	流行初期	参考	流行初期以降	参考
	目標値	実績 (R2. 12)	目標値	実績 (R4. 12)
①入院 (確保病床数)	342	342	726	726
②発熱外来 (機関数)	800	800	876	876
③自宅療養者等への医療の提供 (機関数)			864	—
④後方支援 (機関数)			131	131
⑤人材派遣 (派遣可能人数)			84	—
※医師、看護師の計				

【目標設定の考え方】

○ 県感染症予防計画と整合を取り，設定します。

【入院（確保病床数）】

新型コロナウイルス感染症への対応実績を踏まえ，県連携協議会にて協議の上，確保病床数の目標値を設定します。

【発熱外来（機関数）】

新型コロナウイルス感染症への対応実績を踏まえ，県連携協議会にて協議の上，発熱外来対応医療機関数の目標値を設定します。

【自宅療養者等への医療の提供（機関数）】

新型コロナウイルス感染症の対応実績の調査結果を踏まえ，県連携協議会にて協議の上，自宅療養者等への医療を提供する機関数（病院，診療所，薬局，訪問看護事業所）の目標値を設定します。

【後方支援（機関数）】

新型コロナウイルス感染症の対応実績の調査結果を踏まえ，県連携協議会にて協議の上，後方支援をする医療機関数の目標値を設定します。

【人材派遣（派遣可能人数）】

新型コロナウイルス感染症の対応実績の調査結果を踏まえ，県連携協議会にて協議の上，人材派遣人数の目標値を設定します。